

各務原市パブリックコメント手続実施要綱

(平成29年3月3日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定め、市の基本的な政策等の形成過程における公正性及び透明性の向上を図り、もって市民の市政への参画と開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内の学校に在学する者

(3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

(1) 総合計画、各行政分野における部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(2) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定

(3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則又は指導要綱その他の行政指導の指針の制定又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 迅速又は緊急を要するもの

(2) 内容が軽微なもの

(3) 法令その他の規程によりパブリックコメント手続と同等の手続を行うもの

(案の公表)

第4条 実施機関は、パブリックコメント手続の対象となる政策等（前条第2項の規定によりこれを実施しないものを除く。以下「政策等」という。）の意思決定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、あらかじめ当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) その他内容を理解するために参考となる資料

(予告)

第5条 実施機関は、前条の規定により政策等の案を公表する前に、次に掲げる事項を広報紙及び市公式ウェブサイトに掲載する方法等により、パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。

(1) 政策等の案の名称

(2) 政策等の案に対する意見の提出期間

(3) 政策等の案の入手方法

(公表方法)

第6条 第4条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市公式ウェブサイトへの掲載

(2) 実施機関の担当窓口における閲覧及び配布

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、パブリックコメント手続を実施する場合は、その旨を市公式ウェブサイトに掲載すること等により、広く市民に周知するものとする。

3 第4条の規定による公表を行うときは、意見の提出先、提出方法、提出期間その他の必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見の提出期間及び提出方法)

第7条 意見の提出期間は、政策等の案を公表した日から概ね20日間以上とする。

2 意見の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 直接持参する方法

(2) 郵便等により送付する方法

(3) ファクシミリを利用して送信する方法

(4) 電子メールを利用して送信する方法

(5) 市公式ウェブサイト上の専用入力フォームに必要な事項を入力し、送信する方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 意見の提出をしようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地及び名称）及び連絡先を明らかにするものとする。

（意見の取扱い及び公表）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を参考にし、政策等についての意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等についての意思決定を行ったときは、提出された意見及び意見に対する考え方を公表するものとし、当該政策等の案を修正したときは、当該修正の内容を公表するものとする。ただし、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）第6条第1項に規定する非公開情報に該当する事項については、公表しない。

3 第6条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、パブリックコメント手続を実施している案件の一覧表を作成し、市公式ウェブサイトに掲載する方法等により、常時市民等に情報提供するものとする。

（パブリックコメント手続実施責任者）

第10条 パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続ごとにパブリックコメント手続実施責任者を置くものとする。

2 パブリックコメント手続実施責任者は、政策等の立案を行う課等の長をもって充て、パブリックコメント手続に関する運用管理を行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月6日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和５年１０月１６日決裁）抄
（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和６年５月１４日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第１０条の規定は、この要綱の施行の日以後に各務原市パブリックコメント手続実施要綱第５条の規定による予告を行うパブリックコメント手続について適用し、同日前に同条の規定による予告を行ったパブリックコメント手続については、なお従前の例による。